**市町村就農支援事業（新規参入支援事業（産地提案区分））重要事項説明**

　市町村就農支援事業について、事前に知っておいていただきたい内容をご説明します。

不明な点があれば、遠慮なく質問してください。

**1.　交付主体**

市町村又は一般社団法人高知県畜産会(以下、「市町村等」という。)。

**2.　申出等の窓口**

　県知事の認可を受けた各市町村の担い手育成総合支援協議会又は地域農業再生協議会

市町村担い手協議会等での面接

研修プログラム、研修計画作成　 　→　市町村からの申請　　→　本審査 →　研修計画承認

※高知県新規就農育成審査委員会

**3.　事業の目的及び内容**

　市町村就農支援事業費補助金交付要綱に基づき、市町村内の新規就農者の増大及び就農後の定着を図ることを目的として、産地提案書で提示された品目を栽培する専業農家を目指す青年農業者で、知事が就農に有効であると認める研修機関等で研修を受ける者に対して助成を行う。

**4.　交付要件**

　以下の要件を満たす者に、予算の範囲で資金を交付する。

ア　地域農業の振興のために市町村等が必要と認め、産地等の受入組織が策定する産地提案書に沿

　った研修を受ける者として、当該受入組織が認めた者であること。

イ　義務教育を修了し、就農時の満年齢が49歳以下の者で、産地提案書で定める年齢の範囲内の者であること。

ウ　就農準備資金又は就農準備支援資金を受けること。

エ　原則、研修機関等での研修1年目に高知県農業担い手育成センターで3ヵ月以上の基礎研修を

受講すること。ただし、研修カリキュラムが基礎研修と同等以上と県が認める研修機関等において

研修を受講する者については、この限りではない。

オ　研修終了後1年以内に、独立・自営就農又は親元就農を目指す新規就農希望者で、原則として、

これまで、農業経営開始、親元就農又は雇用就農したことがないこと。

カ　常勤（週３５時間以上で継続的に労働するものをいう。）の雇用契約を締結していないこと。

キ　就農地の市町村基本構想の「新たに農業を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数

値目標」又は年間250万円のいずれか高い額以上の農業所得を目指すものであること。

ク　研修終了後、速やかに農業経営基盤強化促進法の規定に基づく青年等就農計画又は農業経営改

善計画の認定を受けること。

**5.　研修期間**

（１）補助事業の対象とする研修の期間は、おおむね1年以上で、最長２年間とする。

（２）補助事業の対象とする研修時間

　　ア　１年間における研修時間は、おおむね1,200時間以上で、月約100時間以上とする。

1日当たりの研修時間は原則8時間を超えないこと。

　　イ　農閑期等における１ヶ月の研修時間は、概ね８０時間以上とする。

**6.　研修内容の変更**

以下の点について変更がある場合は、事前に変更承認を得なければならない。

（１）研修の中止

（２）派遣研修先等の変更

（３）研修計画の主要部分（研修期間の延長、短縮、研修作物、就農形態など）の変更

**7.　交付の停止及び返還**

　次のいずれかに該当するときは、交付決定の変更若しくは取り消しを行うので、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還すること（病気、災害等やむを得ない事情として認められる場合を除く。）。

1. 研修機関等が、研修生が就農に必要な技能を取得することができないと判断し、研修を中止したと

き。

1. 研修生が、研修した地域及び品目で、研修終了後１年以内に、独立・自営就農又は親元就農しなかったとき。ただし、高知県内で研修地と就農地が異なる場合、就農地の産地提案書に研修した品目が規定され、市町村等と一般社団法人高知県農業会議が協議のうえ、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
2. 研修生が、補助事業の研修期間（就農準備資金・就農準備支援資金を受給する場合はその受給期間。)

の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間、就農を継続しなかったとき。

なお、就農しているとみなされる最低限の従事日数・従事時間は「年150日」かつ「年1,200時

間以上」とする（この基準を下回った場合は、補助金の全額返還となる）。

1. 研修受入機関等が、研修プログラム等に即した研修を行っていないと認められる場合（⑤、⑥は研修受入機関等が研修生に支払われた補助金も返還する場合がある）。
2. 研修生の責めに帰さない事由により、研修の効果が認められない場合。
3. 受入研修機関等の自己都合により研修を中止した場合。
4. 申請書記載事項等に虚偽の内容があったとき。
5. 高知県暴力団排除条例に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

**8.　研修状況報告**

　研修生は、研修中の研修状況報告書を市町村等が定める日までに提出すること。

・提出先：研修先の市町村等

**9. 就農状況報告**

　研修生は、研修終了後から、研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間が終了するまでの間、毎年７月及び１月の２０日までに、直前６ヶ月の就農状況報告書を提出すること。

　・１月～６月分　 提出期限：７月20日

　・７月～12月分　提出期限：１月20日

　・提出先：研修先の市町村等

　※就農準備資金・就農準備支援資金の対象者は各資金に係る報告書の提出をもってこれに代えること

ができる。

**10．その他**

この事業は、採択時点の要綱に基づき実施するが、要綱が改正される場合があるので、あらかじめ了承

のこと。

　上記内容についての説明を受け、理解しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 説明年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 住　　　　　所 |  |
| 氏　　　　　名 | 印 |